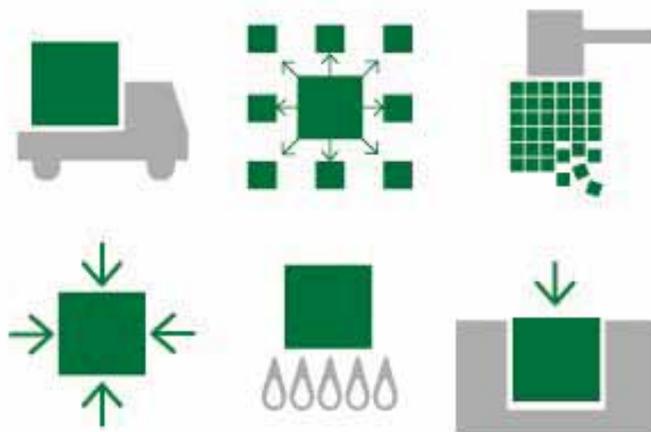


令和3年度

# 環境経営レポート

## エコアクション21



あんしんあんぜんな  
循環型社会を目指して

対象期間：令和3年4月～令和4年3月まで

発行年月日：令和4年6月6日



一般社団法人 岩手県産業資源循環協会  
岩手県産業廃棄物処理業者育成センター

## 目次

1 挨拶	1
2 環境経営方針	1
3 事業概要と認証登録範囲	2
4 実施体制	2
5 環境経営目標	3
6 環境経営計画	4
7 環境経営目標の実績	5
8 環境経営計画の取組結果とその評価、次年度以降の取組内容	6
9 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価並びに違反、訴訟等の有無	7
10 代表者による全体評価と見直し結果	7

# 1 挨拶

環境の世紀と称される21世紀に入り、廃棄物を取り巻く環境は著しい変化の兆しを見せております。私ども業界は循環型地域社会の構築に応えるため、適正処理の推進のみならず、3R を率先実行し、循環型地域社会形成にふさわしい新たな役割を果たすことが期待されています。当協会は、環境を守る第一線の担い手として資質向上に努めながら広く県民に信頼されるため、全力を傾注し社会的な責任を果たすべく努力して参る所存でありますので、関係各位、会員の皆様のご指導・ご鞭撻をお願いいたします。

令和4年6月6日  
会長 濱田 博

## 2 環境経営方針

### < 環境理念 >

一般社団法人岩手県産業資源循環協会は、岩手県において産業廃棄物の適正処理、再生利用等に関する指導、調査研究、研修及び啓発事業を行うことにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって県民福祉の向上に寄与し、もって産業廃棄物処理業界の経済的・社会的地位の確立や発展を図ります。

当協会は、ますます深刻化する環境問題への対応が重要課題であるとの認識に立ち、事業活動における環境負荷の低減を図るため一丸となり自主的、積極的に環境保全活動に継続的に取り組みます。

### 『 環境保全への行動指針 』

1. 地球温暖化防止のために、電力等の消費に伴う二酸化炭素の排出削減を推進します。
2. 限りある資源を有効活用するため、廃棄物削減。分別と資源の有効利用を推進します。
3. 業界の資質向上を図るために、会員の拡充を図り、研修会の開催、会報等により環境配慮等に係る情報提供に努めます。
4. 産業廃棄物の適正処理の推進を図るために、優良な産業廃棄物処理業者の育成に努めます。
5. 水資源の有効活用のために、節水に取り組みます。
6. 事務用品のグリーン購入等の環境に配慮した物品・サービスの調達に努めます。
7. 地域環境保全に資するために、環境保全活動へ積極的に参加します。
8. 環境関連法規制や当協会が約束したことを遵守します。
9. 環境経営レポートの公表など、地域との環境コミュニケーションに努めます。

また、この環境方針は、全職員に周知します。

制定日：平成23年5月31日  
改定日：令和3年4月1日 4版  
会長 濱田 博

### 3 事業概要と認証登録範囲

(1)事業者名及び代表者名

一般社団法人岩手県産業資源循環協会  
 会長 濱田 博

(2)所在地

岩手県盛岡市内丸 16-15 内丸ビル 5F

(3)環境管理責任者連絡先

責任者(正) 事務局次長 小原 謙 TEL 019-625-2201  
 責任者(副) 主任 菊池 真由美 同上

(4)事業活動の内容

産業廃棄物の適正処理、再生利用等に関する指導、調査研究、研修及び啓発事業

(5)事業規模(令和 2 年度)

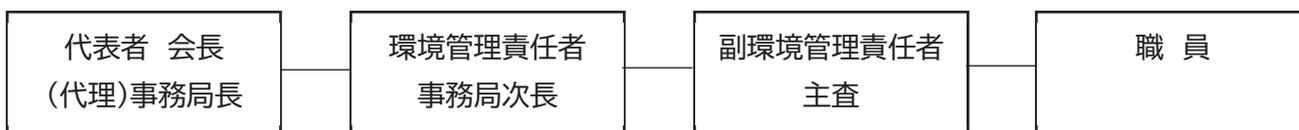
常勤職員 4 名  
 延べ床面積 84 m<sup>2</sup>

(6)認証登録範囲

全事業活動が認証登録範囲

### 4 実施体制

(1)組織



(2)役割・責任・権限

	役割・責任・権限
代表者(会長) 濱田 博 代理(事務局長) 玉懸博文	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境経営方針の策定</li> <li>環境経営に関する統括責任。</li> <li>環境経営システムの実施に必要な人、設備、費用、時間、技能、技術者を準備。</li> <li>実施体制の構築</li> <li>代表者による全体の評価と見直しを実施。</li> </ul>
環境管理責任者 小原 謙	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境経営システムの構築、実施、管理。</li> <li>環境活動の取組結果を代表者へ報告。</li> <li>環境関連の外部コミュニケーションの窓口。</li> </ul>
副環境管理責任者 菊池 真由美	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境活動レポートの作成、公開(事務所に備付けと地域事務局への送付)</li> <li>省資源、省エネ、節水等の奨励・実施。</li> <li>職員に対する教育訓練の実施。</li> </ul>
職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境方針の理解と環境への取り組みの重要性を自覚。</li> <li>決められたことを守り、自主的・積極的に環境活動へ参加。</li> </ul>

## 5 環境経営目標

### (1) 主な環境負荷等の実績

表 1 主な環境負荷等の実績

項目	単位	令和元年度 (基準年)	令和3年度
二酸化炭素排出量	kg-Co2/年	4,226	3,804
二酸化炭素排出係数	kg-Co2/年	0.6	0.521
廃棄物排出量	Kg/年	487.5	280.3
産業廃棄物	Kg/年	0	0
一般廃棄物	Kg/年	487.5	280.3

注:水資源についてはテナントビルでの共用となっている。

二酸化炭素排出量:東北電力の:Co2 排出係数

### (2) 環境経営目標の設定

当協会では、令和元年度を基準年度として中期及び単年度の環境目標を、それぞれ表2のとおり設定し、環境活動に取り組んでおります。

表 2 環境経営目標

基準年度(令和元年度)との比較

項目	削減率又は 増加率(%)	令和元年度	単年度目標		
	単位	基準値年	令和2年度	令和3年度	令和4年度
二酸化炭素排出量	削減率(%)	-	1%削減	2%削減	3%削減
	kgCO <sub>2</sub>	4,226	4,184	4,141	4,099
廃棄物排出量	削減率(%)	-	1%削減	2%削減	3%削減
	kg	487.5	482.6	477.8	472.9
節水 ※1	-	-	水道水の削減 (節水)	水道水の削減 (節水)	水道水の削減 (節水)
グリーン購入 ※2	種	10種	11(1種増加)	12(1種増加)	13(1種増加)
地域貢献	回	2回	基準年度を維持	基準年度を維持	基準年度を維持
普及活動 (会員等への周知)	事業計画により実施する				
社員教育	回	1回	基準年度を維持	基準年度を維持	基準年度を維持
※1 水資源についてはテナントビルでの共用となっており把握できない。					
※2 対象商品があれば積極的に購入する。					

## 6 環境経営計画

当協会では、環境方針に基づき二酸化炭素、廃棄物、水使用量を削減し、環境目標を達成するため、職員が一丸となって省エネルギー、廃棄物の削減・リサイクル及び節水等に取り組んでおります。

表 3 主な環境経営計画の内容

環境目標項目	取組内容
二酸化炭素排出量削減	【照明】
	①昼休みなど、部屋を使用していない時は、照明消灯を確実に実行する。
	②不必要な時は、消灯する。
	③事務室の部分照明を実行する。
	【冷暖房】
	①冷暖房の温度(冷房28℃、暖房20℃)を順守する。
	②空調を必要な区域・時間帯に限定する。
	③冷暖房使用時はドアの開け放しはしない。
	④クールビズ・ウォームビズを実施する。
	【設備の節電】
	①残業の時は、必要な個所のみ点灯し、業務に必要なない箇所は消灯する。
	②昼休みなど、休憩時、不必要な個所は消灯する。パソコンの電源は切る。
	③退社時は、OA機器の待機電源は切る。
④パソコン等のOA機器や照明器具などの省エネルギー型への切り替えに取り組んでいる。	
廃棄物排出量削減	【書類の簡素化・共有化を進める】
	①書類の内容やレイアウトを見直し、枚数を少なくする。
	②会議用資料の簡素化を図る。
	③同じ内容の資料や書類の写しは1冊にまとめ、複数人で利用する。
	④帳簿見直しによる印刷物の削減。
	【コピー用紙の使用量を抑制する】
	①両面印刷、コピーを徹底する。
	②コピーをする前に、コピー機の設定の確認を行い、ミスコピーを減らす。
	③コピーは最小限の枚数を行い、余分なコピーは行わない。
	④使用済み用紙(片面コピー)の裏面を利用する。
	【紙の分別を行う】
	①個人情報等を含んだ書類はシュレッダー処理を行うが、シュレッダーする前に分別を行う。
	②使用済みコピー用紙、段ボール、雑誌、新聞紙等は、所定の場所に分別保管する。
	【コンピュータ等OA機器の導入により事務を高度化する】
	①電子メール等を利用し紙を削減する。
	②パソコンで社内ネットワークを構築し、文書を共有する。
	③文書の共有により、不要な印刷物を削減する。
	【その他】
	①商品や郵便や宅配便等の包装は、できるだけ簡易なものを選ぶ。
②不要なダイレクトメールは「受取拒否」する。	
③オフィス用紙には、できるだけ再生紙を購入し、使用する。	
【廃棄物の発生を抑える】	
①紙コップなど使い捨て製品の使用や購入を抑える。	
②リターナル容器に入った製品を優先的に購入・使用する。	
③ゴミ箱の中に紙などを混入させないなど、廃棄物の分別を徹底する。	
【オフィス等におけるリサイクルの促進】	
①紙・金属缶等は、所定の保管容器に確実に分別する。	
②コピー機のトナーカートリッジの回収、リサイクルを推進する。	
③常にコストを意識し業務を行う。	
節水	水道水の削減(節水)
	①蛇口の水漏れがないか確認する。
	②トイレ用水の節約に努める。
	③水道水を出しすぎない。
その他	グリーン購入
	①エコマーク商品を積極的に使用する。
普及活動	②購入時常に環境保全や環境負荷の軽減に役立つ商品に切り替える検討をする。
	③循環いわてかわらばんを発行し会員及び排出事業者に対して情報提供を行う

## 7 環境経営目標の実績

当協会では、環境経営目標の達成状況の確認・評価を行いました。

今回は、令和3年4月から令和4年3月までの実績についての評価結果を報告いたします。

表4 当該年度の環境経営目標の達成状況等

項目	単位	令和元年度 (基準年)	当該年度(令和3年度)			環境経営目標 の達成状況
			削減(増加)率等	目標値	実績値	
二酸化炭素排出量	kg-Co2/年	4,226	2%削減	4,141	3,804	達成
廃棄物排出量	Kg/年	487.5	2%削減	477.5	280.3	達成
節水 ※1	-	-	-	-	-	-
グリーン購入 ※2	種	10種	2種増加	12種	14種	達成
地域貢献	回	2回	基準年度を維持	2回	2回	達成
普及活動(会員等への周知)	回	随時	随時	随時	随時	達成
社員教育	回	4回	基準年度を維持	4回	4回	達成

※1 水資源についてテナントビルでの共用となっており把握できない。

※2 対象商品があれば積極的に購入する。

### 活動の紹介

#### 【R3.6.2 海ゴミゼロウィーク】



#### 【R3.10.22 環境学習】



## 8 環境経営計画の取組結果とその評価、次年度以降の取組内容

### (1)取組み結果の評価

#### ①二酸化炭素排出量の抑制

- ・照明について、部分照明等取組みは定着している。
- ・冷暖房について、クールビズ・ウォームビズ運動の推進や温度(冷房 28℃、暖房 20℃)の徹底がされている。
- ・節電について、昼休み等の節電等の取組みは定着している。

#### ②廃棄物の排出抑制

ゴミの分別の徹底、紙の使用量の抑制等(ペーパーレス化)の取組みは定着している。

#### ③節水の取組みは定着している

#### ④グリーン購入について、エコマーク商品を積極的に購入している等、徹底されている。

#### ⑤会員に対して積極的に環境配慮等について情報提供を行っている。

### (2)取組みの評価

環境経営目標はすべて達成となった。

前年度と比べて業務量の増減は多少あったものの、新型コロナウイルス感染症感染防止対策も含め充実した取組みがあり目標を達成できた。

### (3)次年度の取組み内容

新中期計画(令和2年度～令和4年度)に基づき、下記について継続して取組みを行う。

#### ①二酸化炭素排出量の削減

意識による取組みではほぼ限界値に達していると考えられるので、引き続きールビズ・ウォームビズ運動の推進や温度(冷房 28℃、暖房 20℃)の徹底を行う。

#### ②廃棄物の排出抑制

業務量に応じて排出量が上下するが、電子化による削減を行う。

#### ③節水(排水対策)

節水の呼びかけをするとともに、排水についても注意する。

#### ④グリーン購入

購入の実績管理をし、より積極的にエコマーク商品等を購入する。

#### ⑤会員への環境情報の提供

ホームページ、SNS(Twitter)等で更に充実した情報を高頻度で提供する。

#### ⑥その他の取組み

計画的に環境活動への積極的な参加をする。

## 9 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価並びに違反、訴訟等の有無

当協会が法的義務を受ける環境関連法規について遵守状況をチェックしたところ違反はありませんでした。

また、過去3年間、関係当局からの違反等の指摘、住民等からの苦情、訴訟等について、問題が有りませんでした。

法規制等の名称	該当する要求事項	遵守評価
循環型地域社会の形成に関する条例第14条	産業廃棄物処理業者育成センターでの産業廃棄物処理業者の格付け制度・保証金制度に関すること	問題なし
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	分別区分しビルの廃棄物置き場または市の処分場に持ち込む	問題なし
容器包装リサイクル法	分別区分しビルの廃棄物置き場に持ち込む	問題なし
パソコンリサイクル法	パソコンを廃棄する場合、メーカーの回収、リサイクルシステムを利用する。	該当なし
家電リサイクル法	家電を廃棄する場合、メーカーの回収、リサイクルシステムを利用する	該当なし

## 10 代表者による全体評価と見直しの結果

見直し項目	評価	改善及び指示
1 環境経営方針	実行され効果的であった。	変更の必要性なし
2 環境経営目標	充実した取組みがあり達成できた。	変更の必要性なし
3 環境経営計画及び環境経営システム	良好であった。	変更の必要性なし
4 実施体制	良好であった。	変更の必要性なし
5 全体評価	<p>取組み11年目として、充実した取組みがあり目標を達成することができた。</p> <p>今年度も同様の内容で継続して取組むこととする。会報やSNS等を通じ協会会員等に環境配慮の情報等を積極的に発信すること。</p> <p>また、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を優先し取組むこと。</p>	